Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分				注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 通所サービス利用時の調整（1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	注 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	（1）　訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	（　5,446 単位）		−1／100	−1／100	−62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき −600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき −900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100				
		要介護2	（　9,720 単位）				−111単位								
		要介護3	（　16,140 単位）				−184単位								
		要介護4	（　20,417 単位）				−233単位								
		要介護5	（　24,692 単位）				−281単位								
	（2）　訪問看護サービスを行う場合	要介護1	（　7,946 単位）	×98／100			−91単位					1月につき ＋325単位	1月につき ＋315単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 1月につき ＋2500単位
		要介護2	（　12,413 単位）				−141単位								
		要介護3	（　18,948 単位）				−216単位								
		要介護4	（　23,358 単位）				−266単位								
		要介護5	（　28,298 単位）				−322単位								
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1	（　5,446 単位）				−62単位								
		要介護2	（　9,720 単位）				−111単位								
		要介護3	（　16,140 単位）				−184単位								
		要介護4	（　20,417 単位）				−233単位								
		要介護5	（　24,692 単位）				−281単位								
ハ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費		（1月につき　989単位）					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100				
	定期巡回サービス費		（1回につき　372単位）												
	随時訪問サービス費（Ⅰ）		（1回につき　567単位）												
	随時訪問サービス費（Ⅱ）		（1回につき　764単位）												

ニ　初期加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）			（1日につき　＋30単位）
ホ　退院時共同指導加算　一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能　（イ（2）を算定する場合のみ算定）			（1回につき　＋600単位）
ヘ　総合マネジメント体制強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）		（1月につき　1,200単位を加算）
	（2）　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）		（1月につき　800単位を加算）
ト　生活機能向上連携加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）	（1）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）		（1月につき　＋100単位）
	（2）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）		（1月につき　＋200単位）
チ　認知症専門ケア加算	（1）　イ又はロを算定している場合	（一）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1月につき　＋90単位）
		（二）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1月につき　＋120単位）
	（2）　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき　＋3単位）
		（二）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき　＋4単位）
リ　口腔連携強化加算（イ又はロを算定する場合のみ算定）			（1回につき　＋50単位（1月に1回を限度））
ヌ　サービス提供体制強化加算	（1）　イ又はロを算定している場合	（一）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1月につき　＋750単位）
		（二）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき　＋640単位）
		（三）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1月につき　＋350単位）
	（2）　ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く）	（一）　サービス提供体制強化加算（ⅰ）	（1回につき　＋22単位）
		（二）　サービス提供体制強化加算（ⅱ）	（1回につき　＋18単位）
		（三）　サービス提供体制強化加算（ⅲ）	（1回につき　＋6単位）
ル　介護職員等処遇改善加算	（1）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		（1月につき　＋所定単位×245／1000）
	（2）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		（1月につき　＋所定単位×224／1000）
	（3）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		（1月につき　＋所定単位×182／1000）
	（4）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		（1月につき　＋所定単位×145／1000）
	（5）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	（一）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	（1月につき　＋所定単位×221／1000）
		（二）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	（1月につき　＋所定単位×208／1000）
		（三）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	（1月につき　＋所定単位×200／1000）
		（四）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	（1月につき　＋所定単位×187／1000）
		（五）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	（1月につき　＋所定単位×184／1000）
		（六）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	（1月につき　＋所定単位×163／1000）
		（七）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	（1月につき　＋所定単位×163／1000）
		（八）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	（1月につき　＋所定単位×158／1000）
		（九）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	（1月につき　＋所定単位×142／1000）
		（十）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）	（1月につき　＋所定単位×139／1000）
		（十一）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）	（1月につき　＋所定単位×121／1000）
		（十二）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）	（1月につき　＋所定単位×118／1000）
		（十三）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）	（1月につき　＋所定単位×100／1000）
		（十四）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）	（1月につき　＋所定単位×76／1000）

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、
「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
1．単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
−○○単位　⇒　所定単位数　−　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100
−○○／100　⇒　所定単位数　−　所定単位数×○○／100